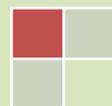


# 中途採用等支援助成金 ガイドブック

－ 中途採用拡大コース－



厚生労働省  
都道府県労働局  
ハローワーク（公共職業安定所）



## 目次

<b>第Ⅰ部</b>	<b>中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について</b> .....	1
1	申請の流れ.....	1
2	支給対象となる労働者.....	2
3	支給対象となる措置.....	4
5	支給額について.....	9
6	受給手続きについて.....	11
7	用語の説明.....	16
8	よくあるご質問.....	17
<b>第Ⅱ部</b>	<b>申請書等の記載方法</b> .....	18
1	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）	19
2	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第3号）	20
4	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給申請書（様式第9号）	22
5	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第10号）	23
6	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給対象者雇用状況等申立書（様式第12号）	24
7	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書（様式第15号）	25
8	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給対象者一覧（様式第16号）	26
9	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給対象者雇用状況等申立書（様式第17号）	27
	<b>注意事項</b> .....	28

## 第 I 部 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について

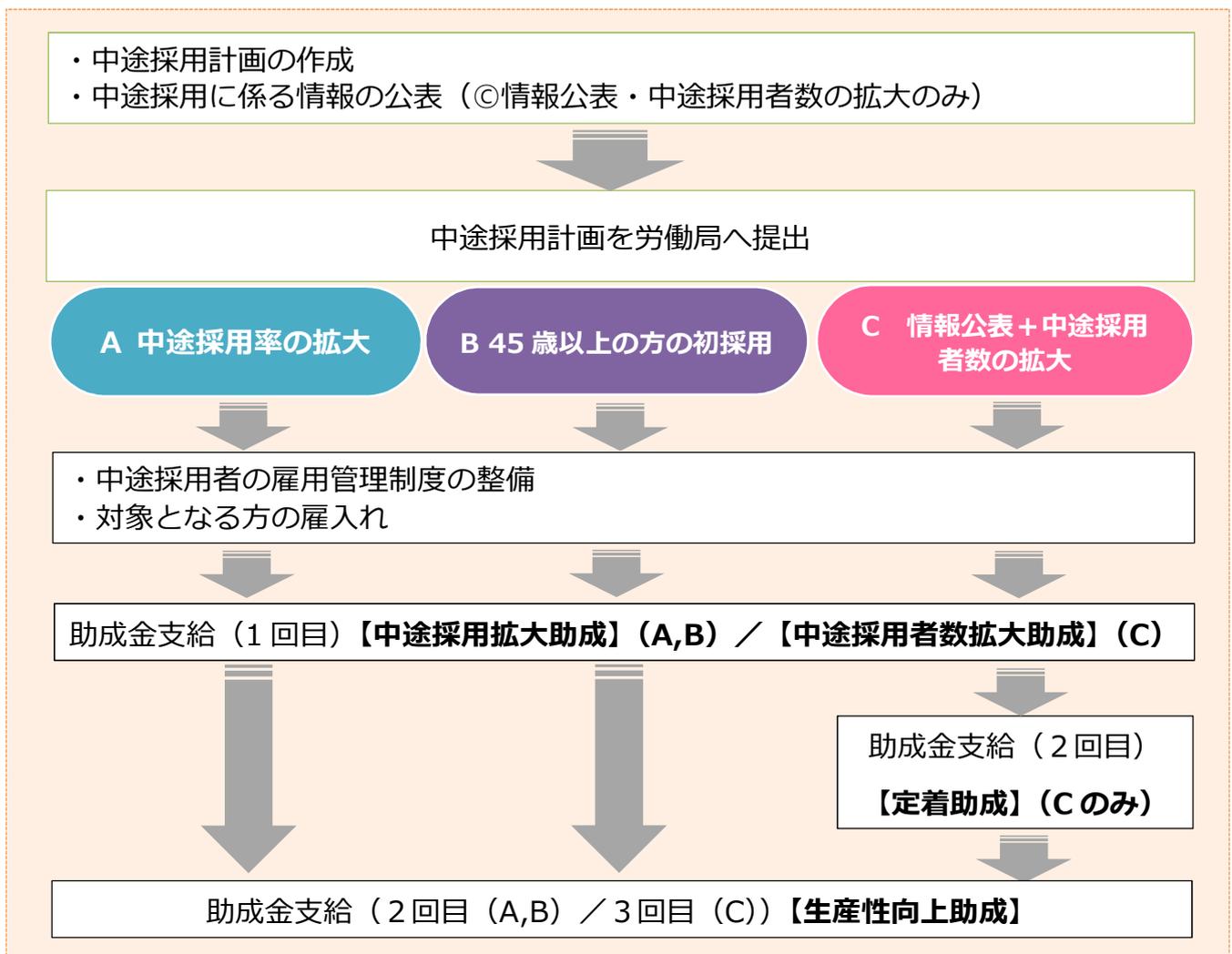
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図った事業主に対して助成するものであり、中途採用の拡大を通じた生産性の向上に取り組む事業主への支援を目的としています。

本コースは、支給内容によって以下のように区分されます。

中途採用拡大助成	中途採用者の雇用管理制度を整備し中途採用の拡大（ <u>Ⓐ中途採用率の拡大</u> 、 <u>Ⓑ45歳以上の方の初採用</u> または <u>Ⓒ情報公表・中途採用者数の拡大</u> ）を図った事業主に対して助成します。
生産性向上助成	中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して助成します。

### 1 申請の流れ

本コースを申請するまでの流れは以下のようになります。



※いずれも要件を満たした場合にのみ支給されます。

※【Ⓐ中途採用率の拡大】、【Ⓑ45歳以上の方の初採用】、【Ⓒ情報公表・中途採用者数の拡大】では一部要件や申請に必要な書類等が異なります。詳細は次ページ以降をご覧ください。

## 2 支給対象となる労働者

本コースの支給対象となるのは、本コースを申請しようとする事業主（以下「申請事業主」といいます）により中途採用計画期間中に雇い入れられた、以下の（１）～（６）の要件を満たす労働者（以下「支給対象者」といいます）です。

【①中途採用率の拡大】、【②45歳以上の方の初採用】、【③情報公表・中途採用者数の拡大】共通	
(1)	申請事業主に中途採用（※）により雇い入れられた方であること （※）本コースでは、新規学卒者及び新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外をいいます。
(2)	雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方であること
(3)	期間の定めのない労働者（パートタイムを除く）として雇い入れられた方であること （※）パートタイムとは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短い労働者のことをいいます。
(4)	雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣又は請負により申請事業主の事業所において就労したことがない方であること
(5)	雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主との関係が次のア～ウのいずれかに該当する事業主に雇用されていた方でないこと ア 両者が親会社と子会社（※）、またはその逆の関係にあること （※）ある事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とします。 イ 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であることまたは取締役を兼務している方がいずれかの取締役会の過半数を占めていること ウ その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性をみとめられないものであること
【②45歳以上の方の初採用】のみ	
(6)	雇入れ時の年齢が45歳以上であること

【①中途採用率の拡大】における「中途採用率」は、以下の計算式により算出します。

ア 中途採用計画期間中の中途採用率

(a) 中途採用計画期間中に雇い入れた方が50人未満である場合

$$\frac{\text{期間中に雇い入れた(1)～(5)の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた(2)、(3)に該当する労働者数}} \times 100$$

(b) 中途採用計画期間中に雇い入れた方が50人以上である場合

$$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた(1)～(5)の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた(2)、(3)に該当する労働者数}} \times 100$$

イ 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率

$$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた(1)～(5)の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた(2)、(3)に該当する労働者数}} \times 100$$

【◎情報公表+中途採用者数の拡大】における「中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）」及び「中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）」は、以下の計算式により算出します。

ア 中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）

$$\frac{\text{期間中に雇い入れた（１）～（５）の全てに該当する労働者数のうち雇入れ後１年以内に離職した者の数}}{\text{期間中に雇い入れた（１）～（５）の全てに該当する労働者数}} \times 100$$

イ 「中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）」

$$\frac{\text{中途採用計画開始日の前日から過去１年間に雇い入れた（１）～（５）の全てに該当する労働者数のうち雇入れ後１年以内に離職した者の数}}{\text{中途採用計画開始日の前日から過去１年間に雇い入れた（１）～（５）の全てに該当する労働者数}} \times 100$$

### 3 支給対象となる措置

#### ◆中途採用拡大助成

本コースのうち「中途採用拡大助成」は、以下の（１）～（１５）の取組みを実施した上で支給対象者を雇い入れた場合に受給することができます。

なお、【◎情報公表＋中途採用者数の拡大】については、【中途採用者数拡大助成】の支給を受けた事業主が（１６）にも該当する場合、【定着助成】が受けられます。（「５ 支給額について」参照）

【㉒中途採用率の拡大】、【㉓45歳以上の方の初採用】、【◎情報公表＋中途採用者数の拡大】共通	
（１）	<b>アおよびイを満たす中途採用計画を策定すること</b> ア 中途採用者の雇用管理制度を整備するものであり、中途採用者に適用される募集・採用以外の雇用管理制度が、新規学卒者等に適用されるものと同じであること ここで定義する雇用管理制度とは、募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生などを指します。 イ 中途採用計画期間内の中途採用の拡大について計画していること 計画では採用予定職種、採用予定者数、採用予定時期、採用目的、配置予定部署・役職、採用時の評価方法、採用後のモデルキャリアを定めることが必要です。
（２）	<b>中途採用計画を含め、本コースの支給要件を満たすことの確認を求めるための各種申請書類を管轄の労働局へ提出していること</b> 手続き方法は「６ 受給手続きについて」を確認してください。
（３）	<b>中途採用計画期間内に採用した支給対象者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）していないこと</b>
【㉒中途採用率の拡大】のみ	
（４）	<b>中途採用計画が１年間であること</b> 原則は１年間ですが、目標達成が困難と見込まれる場合は２年または３年に延長が可能です。
（５）	<b>中途採用計画期間中に、支給対象者を２人以上雇い入れること</b>
（６）	<b>計画期間中の中途採用率から、計画開始日の前日から過去３年間の中途採用率を減じた値を２０ポイント以上とすること</b>
（７）	<b>支給対象者のうち、雇入れ日から起算して６か月を経過する日までに離職した方の割合が２０％未満であること</b>
【㉓45歳以上の方の初採用】のみ	
（８）	<b>中途採用計画が１年以下で、事業主が定める期間であること</b>
（９）	<b>計画期間中に、支給対象者を１人以上雇い入れること</b>
（１０）	<b>支給申請日時点で、雇入れ日から起算して６か月を経過し継続して雇用されている支給対象者が１人以上いること</b>
【◎情報公表＋中途採用者数の拡大】のみ	
（１１）	<b>中途採用計画が１年以下で、事業主が定める期間であること</b>
（１２）	<b>（１１）の期間中、中途採用に係る定量及び定性情報を公表すること</b>

(13)	計画期間中に、支給対象者を10人以上（中小企業事業主は2人以上）雇い入れること
(14)	(13)により雇い入れた支給対象者のうち、支給申請日時点で雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されている者の数が、計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該前日までの間に採用された中途採用者数を上回ること
(15)	支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した方の割合が20%未満であること
(16)	中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）未満であること。ただし、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）が0%の場合は、中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が0%であること。

### 【◎情報公表＋中途採用者数の拡大】において公表する中途採用に係る定量及び定性情報について

計画期間の初日から計画期間の末日まで、事業所における次のア～ウについて、インターネットの利用またはその他の方法において公表すること。

- ア 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用比率
- イ 事業所の中途採用に係る定量情報のうち以下のa～cのうち1項目以上の情報
  - a 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の男女別・年齢階層別の中途採用比率
  - b 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者のうち中途採用者の、公表日時点の定着率（離職率）
  - c その他、事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用に係る定量情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認められるもの。（他業種・他職種からの転換の割合、就労未経験者の割合、前職が正規雇用労働者以外であった者の割合、中途採用の採用計画 等）
- ウ 事業所の中途採用に係る定性情報のうち以下のa～dのうち2項目以上の情報
  - a 中途採用者に求める人材像や職務内容の詳細（必要なスキル・経歴・資格、配属部門、実際の業務内容・業務フロー、応募者に求める志向性・人物像などが具体的に示されているものに限る）
  - b 中途採用者の処遇及びキャリアパスに関する情報（賃金水準、配置転換、勤務地、評価方法及び昇格条件、出産・育児・介護・復職等に係る支援制度、休暇その他の福利厚生に関する情報等が具体的に示されているものに限る）
  - c 採用後の人材育成に関する情報（資格取得に関する支援、研修期間、中長期的な人材育成のロードマップ、実地研修やマンツーマン研修などの具体的な研修内容や方法などが具体的に示されているものに限る）
  - d その他、事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用に係る定性情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認められるもの。（中途採用に関する企業の考え方 等）

※ なお、「直近の3事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度を指します。

### ◆生産性向上助成

本コースのうち「生産性向上助成」は、中途採用拡大助成の支給を受けた事業主が以下の要件を満たした場合に受給することができます。

【A中途採用率の拡大】、【B45歳以上の方の初採用】、【C情報公表+中途採用者数の拡大】共通	
(1)	<p>計画期間の初日が属する会計年度の前年度（以下「基準年度」といいます）とその3年度後における生産性を比較し、3年度後の生産性が6%以上伸びていること            なお、生産性は以下の計算式によって計算します。</p> $\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（※）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$ <p>（※）付加価値とは、企業の場合、企業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課、の式で算定されますが、企業会計基準を用いることができない事業所については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。</p> <p>生産性を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省ホームページに掲載しています。            以下URLからシートをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定科目の各項目から転記することにより生産性を算定できます。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html</a>            （ホーム &gt; 政策について &gt; 分野別の政策一覧 &gt; 雇用・労働 &gt; 雇用 &gt; 事業主の方のための雇用関係助成金 &gt; 労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます）</p>
(2)	<p>基準年度の初日から基準年度の3年度後の会計年度の末日までの期間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者（※）を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）していないこと            （※）短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除きます。</p>
(3)	<p>支給対象者を、中途採用拡大助成受給後、生産性向上助成の支給決定日までに事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）していないこと</p>
(4)	<p>支給対象者について、中途採用計画に基づき整備した雇用管理制度を生産性向上助成の支給申請日まで継続して適用していること</p>
【A中途採用率の拡大】のみ	
(5)	<p>雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続して雇用されていた支給対象者のうち、生産性向上助成の支給申請日までに離職した方の割合が20%未満であること</p>
【B45歳以上の方の初採用】のみ	
(6)	<p>中途採用拡大助成の支給申請日において雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されていた支給対象者のうち、生産性向上助成の支給申請日において継続して雇用されている方が1人以上いること</p>
【C情報公表+中途採用者数の拡大】のみ	
(7)	<p>雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続して雇用されていた支給対象者のうち、生産性向上助成の支給申請日までに離職した方の割合が20%未満であること</p>

## 4 支給対象となる事業主

### ◆中途採用拡大助成

本コースを受給するためには、以下の（１）～（９）及び（１１）～（１５）の要件の全てに該当している事業主であることが必要です。

なお、【**Ａ**中途採用率の拡大】を行った事業主が（１０）にも該当する場合、上乗せ助成が受けられます。（「５ 支給額について」参照）

助成金受給のために必要な要件	
【 <b>Ａ</b> 中途採用率の拡大】、【 <b>Ｂ</b> 45歳以上の方の初採用】、【 <b>Ｃ</b> 情報公表＋中途採用者数の拡大】共通	
（１）	<b>雇用保険適用事業所の事業主であること</b>
（２）	<b>支給のための審査に協力すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること</li> <li>・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局から求められた場合に応じること</li> <li>・管轄労働局等の実地調査を受け入れること など</li> </ul>
（３）	<b>申請期間内に申請を行うこと</b>
（４）	<b>支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること</b> （支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は対象となります。）
（５）	<b>事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること</b> （船員法において整備、保管が義務づけられている書類を含みます） ア 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカードまたは船員法第 67 条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」といいます。） イ 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳または船員法第 58 条の 2 に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」といいます。） ウ 離職した労働者（日々雇い入れる者を除きます。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
（６）	<b>中途採用計画の提出の日の前日から起算して 6 か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」といいます）に、事業所において雇用する雇用保険被保険者（※）を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）していないこと</b> （※）短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。以下（7）においても同様です。
（７）	<b>基準期間に、雇用保険法第 23 条第 1 項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち、離職区分 1 A または 3 A とされる離職理由（※）により離職したとして雇用保険失業給付の手続きをとられた方が、中途採用計画の提出日における雇用保険被保険者数に対して 6 % を超えていないこと</b> （※）雇用保険の離職票上の離職区分コードの 1 A または 3 A に該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。  なお、基準期間に特定受給資格者として雇用保険失業給付の手続きをとられた方が 3 人以下の場合には、この要件は適用しません。
【 <b>Ａ</b> 中途採用率の拡大】のみ	
（８）	<b>中途採用計画期間の初日の前日から過去 3 年間における中途採用率が 60% 未満である事</b>

	<b>業主</b>
(9)	過去に【④中途採用率の拡大】に取り組んだものとして、本コースの助成を受けたことがない事業主 同様の取組みを行ったことにより、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）における助成を受けたことのある場合も助成を受けられません。
(10)	中途採用計画期間の初日の前日以前に、申請事業所において中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）に限ります）を雇い入れたことがない（※）事業主  ア 中途採用計画の初日の前日以前に申請事業所に雇い入れられ、中途採用計画の初日時点で引き続き雇用されている労働者の中に、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として中途採用により雇い入れられた方がいない イ 申請事業所に雇用されていたが中途採用計画の初日時点で既に離職し、離職から5年経過していない者の中に、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として中途採用により雇い入れられた方がいない （※）次のいずれにも該当する場合をいいます。
(11)	本コースの申請を行おうとする事業所が、中途採用計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において雇用保険適用事業所である事業主（当該3年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）
<b>【⑧45歳以上の方の初採用】のみ</b>	
(12)	中途採用計画期間の初日の前日以前に、申請事業所において45歳以上の方を期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れたことがない（※）事業主 （※）次のいずれにも該当する場合をいいます。  ア 中途採用計画の初日の前日以前に申請事業所に雇い入れられ、中途採用計画の初日時点で引き続き雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた方がいない イ 申請事業所に雇用されていたが中途採用計画の初日時点で既に離職し、離職から5年経過していない者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた方がいない
(13)	本コースの申請を行おうとする事業所が、中途採用計画期間の初日の前日までに通算3年以上保険適用事業所であること（当該通算3年以上の期間に雇用保険被保険者が継続して存在する事業所であること。）
<b>【⑨情報公表+中途採用者数の拡大】のみ</b>	
(14)	過去に【⑨情報公表+中途採用者数の拡大】に取り組んだものとして、本コースの助成を受けたことがない事業主
(15)	本コースの申請を行おうとする事業所が、中途採用計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において雇用保険適用事業所である事業主（当該1年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）

ただし、次の(16)～(24)のいずれかに該当する場合は、本コースを受給できません。

助成金を受給できない事業主	
【A中途採用率の拡大】、【B45歳以上の方の初採用】、【C情報公表+中途採用者数の拡大】共通	
(16)	<p><b>不正受給をしてから5年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主</b></p> <p>なお、不正受給をした日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は申請できません。</p>
(17)	<p><b>申請事業主の役員等に、不正受給に関与した役員等（※）がいる場合であって、不正受給をしてから5年を経過していない事業主</b></p> <p>（※）事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等を行い、役員名簿等に記載がある者をいいます。</p> <p>なお、不正受給をした日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は申請できません。</p>
(18)	<p><b>支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業主</b></p> <p>支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付した場合は除きます。</p>
(19)	<p><b>支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反により送検処分となった事業主</b></p>
(20)	<p><b>本コースの申請を行おうとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する以下の業務を行っている事業主</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待飲食等営業（第2条第4項） うち第2条第1項第1号に該当する「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」に限る。</li> <li>・ 性風俗関連特殊営業（第2条第5項）</li> <li>・ 接客業務受託営業（第2条第13項） うち「接待飲食等営業」又は「店舗型性風俗特殊営業」（第2条第6項）を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む）を内容とする営業に限る。</li> </ul> <p>なお、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合は除きます。</p>
(21)	<p><b>事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合</b></p>
(22)	<p><b>事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合</b></p>
(23)	<p><b>不正受給が発覚した際に都道府県労働局等が実施する事業主名等の公表について、あらかじめ同意していない事業主</b></p>
(24)	<p><b>助成金の支給要領に従うことについて承諾していない事業主</b></p>

#### ◆生産性向上助成

本コースのうち「生産性向上助成」を受給するためには、中途採用拡大助成（A、B）／中途採用者数拡大助成（C）を受給した事業主であって、上記（1）～（5）の要件を全て満たし、かつ（16）～（24）のいずれにも該当しない事業主であることが必要です。

## 5 支給額について

実施区分ごとに、1事業所あたりそれぞれ下表の額が支給されます。

◆中途採用拡大助成

実施区分	助成額	
㊤中途採用率の拡大	20ポイント以上 向上させた場合	40ポイント以上 向上させた場合
	1事業所あたり50万円	1事業所あたり70万円
うちこれまで中途採用を行った ことがない場合	上記に加えて1事業所あたり10万円	
㊦45歳以上の方の初採用	1事業所あたり60万円または70万円(※)	
㊧情報公表+中途採用者数の拡大		
中途採用者数拡大助成	1事業所あたり30万円	
定着助成	上記に加えて1事業所あたり20万円	

※支給申請日において継続して雇用されている支給対象者の中に、雇入れ時の年齢が60歳以上であつて、かつ雇入れ日から6か月以上経過している方がいる場合に、70万円を支給します。

◆生産性向上助成

実施区分	助成額
㊤中途採用率の拡大	1事業所あたり25万円
㊦45歳以上の方の初採用	1事業所あたり30万円
㊧情報公表+中途採用者数の拡大	1事業所あたり15万円

## 6 受給手続きについて

本コースを受給しようとする申請事業主は、以下に従い手続きを行ってください。  
 なお、申請手続きはハローワークを経由して行うことができる場合があります。

### ◆中途採用拡大助成

#### (1) 中途採用計画の届出

「中途採用計画」を策定し、中途採用計画の開始日の6か月前の日から中途採用計画の開始日の前日までに、以下の書類をご用意の上管轄の労働局へ届出をしてください。

必要書類		備考
【A中途採用率の拡大】、【B45歳以上の方の初採用】、【C情報公表+中途採用者数の拡大】共通		
様式第1号	中途採用計画（変更）届	記載例 P19
様式第3号	中途採用計画	記載例 P20
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画前に中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合のみ必要
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類 (中途採用者に適用される雇用管理制度が新規学卒者に適用される雇用管理制度と異なる場合のみ必要)	
【A中途採用率の拡大】のみ		
様式第4号	中途採用率算定対象一覧（計画期間前）	記載例 P21
【C情報公表+中途採用者数の拡大】のみ		
様式第5号	中途採用者一覧（計画期間前）	
様式第6号	情報公表内容確認票	
確認書類	中途採用の情報公表が掲載されていることが確認できる自社ホームページの写し等の書類	

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

#### (2) 中途採用計画の内容変更・取下げ

提出した中途採用計画における次の内容に変更が生じる場合は、以下の書類を管轄の労働局に提出する必要があります。

必要書類		備考
【A中途採用率の拡大】、【B45歳以上の方の初採用】、【C情報公表+中途採用者数の拡大】共通		
様式第1号	中途採用計画（変更）届	
様式第3号	中途採用計画	
【A中途採用率の拡大】のみ		
様式第4号	中途採用率算定対象一覧（計画期間前）	記載した対象者に変更があった場合のみ必要

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

<中途採用計画の内容変更に係る届出の期限>

1. 【**㉔**中途採用率の拡大】区分で中途採用計画期間を変更する場合  
変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出てください。  
 なお、再度の変更はできません。
2. 【**㉕**45歳以上の方の初採用】、【**㉖**情報公表+中途採用者数の拡大】区分で目標を達成できないことが見込まれる場合、計画期間の変更（延長）を行うことができます。  
変更（延長）前の計画期間終了日の前日までに届け出てください。  
 なお、計画期間を延長する場合であっても、その終了日は変更前の計画期間の初日から起算して1年を超えることはできません。
3. 【**㉕**45歳以上の方の初採用】、【**㉖**情報公表+中途採用者数の拡大】区分で計画期間中に目標を達成した場合、計画期間の変更（短縮）を行うことができます。  
変更（短縮）後の計画期間終了日の前日までに届け出てください。
4. 中途採用計画の提出日以降、中途採用計画期間初日までの間に新たに雇入れを行ったことにより、様式第4号に記載する労働者に変更が生じた場合  
 変更が生じたときに遅滞なく届け出てください。
5. 中途採用計画に記載した、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度に変更があった場合  
 変更が生じたときに遅滞なく届け出てください。

また、中途採用者の雇入れを行わなくなった等、中途採用計画の実施が困難になったこと等により計画届を取り下げる場合は、支給申請書を提出する前までに以下の書類を遅滞なく管轄の労働局に提出する必要があります。

必要書類		備考
【 <b>㉔</b> 中途採用率の拡大】、【 <b>㉕</b> 45歳以上の方の初採用】共通		
様式第7号	中途採用計画取下げ届	

(3) 支給申請

支給を受けようとする区分に応じ、それぞれ以下の期限までに必要な書類を添えて管轄の労働局へ支給申請を行ってください。

提出期限	
<b>【A 中途採用率の拡大】の支給申請期限</b>	
中途採用計画期間の終了日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内	
<b>【B 45歳以上の方の初採用】の支給申請期限</b>	
支給対象者の雇入れ日（※）から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内 （※）支給対象者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い方の雇入れ日を基準にします。	
<b>【C 情報公表 + 中途採用者数の拡大】の支給申請期限</b>	
ア 中途採用者数拡大助成	支給対象者の雇入れ日（※1）から起算して6か月経過する日（※2）の翌日から2か月以内 （※1）支給対象者が複数名の場合は、雇入れ日が最も遅い方の雇入れ日を基準にします。 （※2）当該日が計画期間末日以前の場合は、計画期間の末日
イ 定着助成	アの支給申請の期間の6か月後の期間

必要書類		備考
<b>【A 中途採用率の拡大】、【B 45歳以上の方の初採用】 共通</b>		
様式第9号	支給申請書（中途採用拡大助成）	記載例 P22
様式第12号	支給対象者雇用状況等申立書（中途採用拡大助成）	記載例 P24
（共通様式） 様式第1号	支給要件確認申立書	
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画届出時に提出している場合は不要
確認書類	雇用契約書または雇入れ通知書等 支給対象者の雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類	
確認書類	支給対象者の雇入れ日から支給申請日までに支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等またはその写し	
確認書類	支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等	
<b>【A 中途採用率の拡大】のみ</b>		
様式第10号	中途採用率算定対象者一覧（計画期間）	記載例 P23
<b>【C 情報公表 + 中途採用者数の拡大】のみ</b>		
うち【中途採用者数拡大助成】のみ		
様式第11号	中途採用者一覧（計画期間）	
確認書類	契約期間の途中に求人情報誌や求人サイト等の掲載期間の更新を行った場合は、更新後の掲載期間が分かる契約書等	

うち【定着助成】のみ		
様式第 20 号	支給申請書（定着助成）	
様式第 21 号	中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間前）	
様式第 22 号	中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間）	
様式第 23 号	雇用状況等申立書	
確認書類	中途採用者数拡大助成の支給決定通知書	

※申請内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

#### ◆生産性向上助成

第 1 回目の支給（中途採用拡大助成）を受けた場合で、基準年度の 3 年度後における生産性が、基準年度の実績と比べて 6%以上向上していた場合、生産性向上助成の支給申請が可能です。

生産性向上助成を受給しようとする場合は、必要書類を添えて**基準年度の 3 年度後の会計年度末日の翌日から起算して 5 か月以内**に管轄の労働局へ支給申請してください。

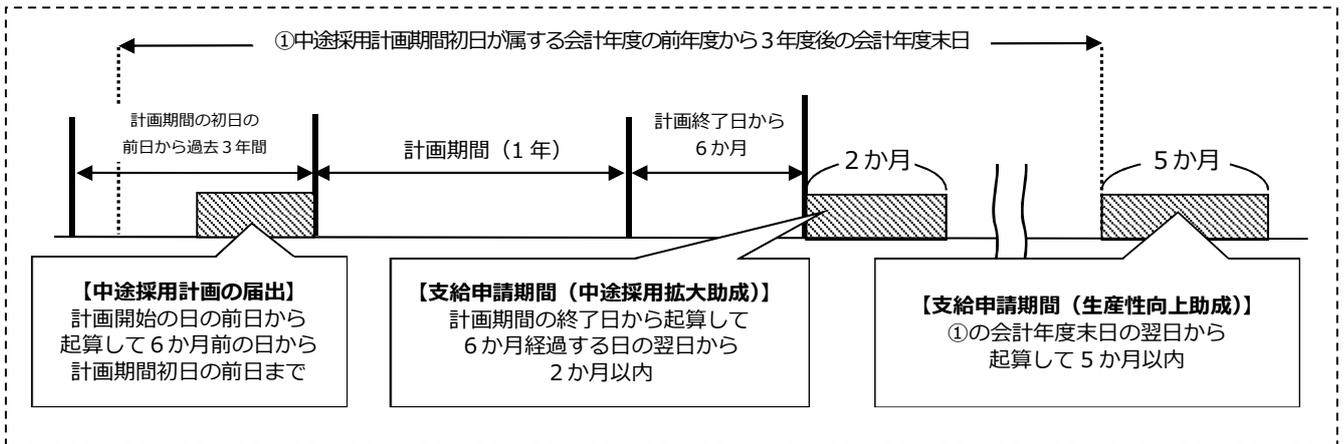
（例）計画期間の初日が属する会計年度が 2019 年度の場合

2018 年度の決算における生産性と 2021 年度の決算における生産性を比較して判断

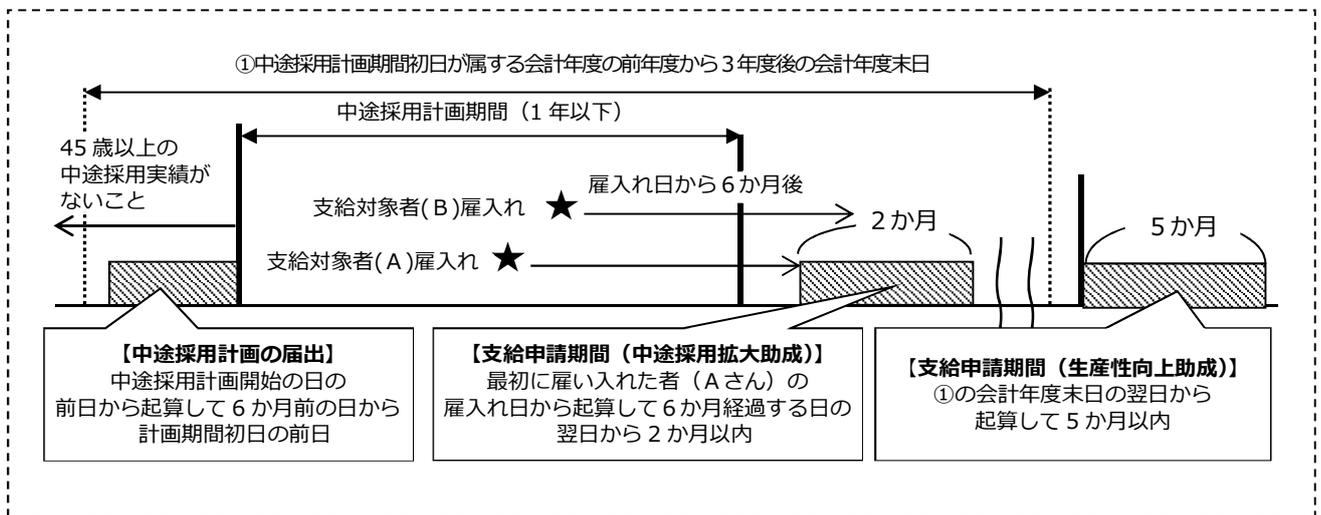
必要書類		備考
【A 中途採用率の拡大】、【B 45 歳以上の方の初採用】 共通		
様式第 15 号	支給申請書（生産性向上助成）	記載例 P25
様式第 16 号	支給対象者一覧（生産性向上助成）	記載例 P26
様式第 17 号	支給対象者雇用状況等申立書（生産性向上助成）	記載例 P27
（共通様式） 様式第 1 号	支給要件確認申立書	
（共通様式） 様式第 2 号	生産性要件算定シート	
確認書類	支給決定通知書（様式第 13 号）の写し	
確認書類	生産性要件シートの内容がわかる書類 （損益計算書、総勘定元帳等）	
確認書類	支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等	
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等、中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	

※申請内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

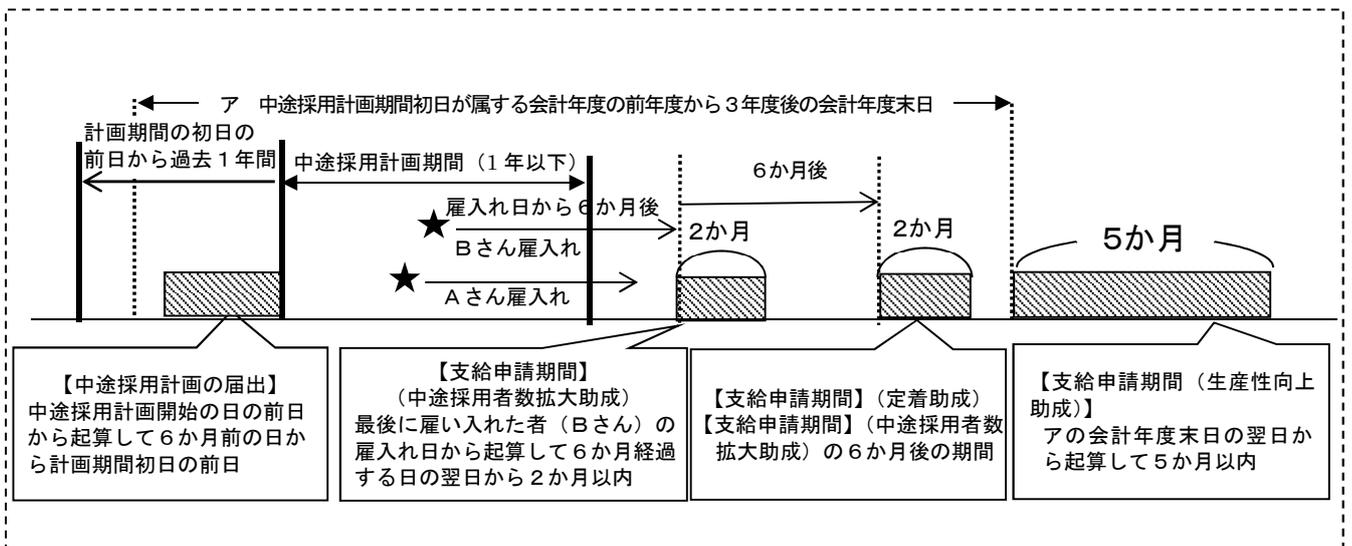
(受給手続きの流れ：【㉑中途採用率の拡大】の場合)



(受給手続きの流れ：【㉒45歳以上の方の初採用】の場合)



(受給手続きの流れ：【㉓情報公表+中途採用者数の拡大】の場合)



## 7 用語の説明

中途採用者	<p>この助成金における「中途採用者」とは、新規学卒者（※1）又は新規学卒者に準ずる方（※2）として雇い入れられた方以外の方をいいます。</p> <p>（※1）学校（小学校、幼稚園を除く）、専修学校、職業能力開発校など職業能力開発促進法第15条の7第1項に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする方をいいます。</p> <p>（※2）新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用される方をいいます。</p>
中途採用率	<p>一定の期間内に、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた方のうち、中途採用により雇い入れられた方の割合をいいます。</p> <p>中途採用率の算定方法については、2ページを参照してください。</p>
雇用管理制度	<p>申請事業主における、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組み）をいいます。</p>
正規雇用労働者	<p>本要領における「正規雇用労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものですが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断されます。</p>

## 8 よくあるご質問

Q：㉠中途採用率の拡大と㉢45歳以上の方の初採用と㉡情報公表・中途採用者数の拡大の中途採用計画届を同時に提出することは可能ですか。

A：可能です。ただし、3つの計画の期間が重複する場合は、1つの助成しか受給することはできません。

Q：当社では就業規則、賃金規程等新規学卒者と中途採用者とで特に区別をしていますが、中途採用計画の申請は可能ですか。

A：新規学卒者と中途採用者の就業規則、賃金規程等が同一の場合も計画の申請は可能です。また、すでに中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合も対象となります。

Q：当社は、設立したばかりですが中途採用計画の提出は可能ですか。

A：中途採用計画を提出するには、㉠中途採用率の拡大の場合は、中途採用計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において㉢45歳以上の方の初採用の場合は、中途採用計画期間の初日の前日までに通算3年以上、㉡情報公表・中途採用者数の拡大の場合は、中途採用計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において雇用保険適用事業所であることが必要です。また、それぞれの期間雇用保険被保険者が存在する必要があります。

Q：㉠中途採用率の拡大の区分で中途採用計画を申請しましたが、1年以内での達成が困難な見通しです。何か手続きは必要ですか。

A：㉠中途採用率の拡大について1年以内に達成が困難な場合は、1回に限り中途採用計画期間を延長することができます。計画期間の延長を希望する場合は、変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出てください。

なお、㉢45歳以上の方の初採用の区分で中途採用計画期間内の達成が困難な場合も、同様に延長が可能です。ただし、計画開始日から1年を超える期間への延長はできません。

Q：「生産性向上助成」を申請するためには、支給対象者について整備した雇用管理制度を継続して適用していることが必要、とありますが、「生産性向上助成」の申請前後で雇用管理制度を変更した場合は支給対象となりますか。

A：雇用管理制度の内容を変更した場合であっても、新規学卒者と中途採用者で取扱いに差が生じるものでなければ支給対象となります。ただし、労働者に不利になるような変更であって、労働組合等の同意を得ていない場合は支給対象とならない場合があります。

Q：中途採用計画提出後、雇用管理制度の整備前に中途採用として労働者を雇い入れた場合、この方は支給対象となりますか。

A：雇用管理制度整備前であっても、雇い入れた方に対して整備した雇用管理制度が適用される場合は支給対象となります。ただし、支給申請時にその方に雇用管理制度が整備されていることが必要です。

Q：助成金の対象となる中途採用に係る情報公表の方法は具体的にどのようなものがありますか。

A：自社ホームページでの公表や求人情報誌や求人サイトへの掲載等が助成金の対象となります。いずれの方法においても事業主が定める計画期間中、情報を公表している必要があります。助成金の対象となる公表の方法についてのご相談は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

## 第Ⅱ部 申請書等の記載方法

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）に関する申請書等の記載方法についてはこちらでご案内します。

支給申請書等はこちらのページからダウンロードできますので適宜ご利用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196069\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196069_00002.html)

（ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース） > 支給申請書ダウンロード

- 1 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用計画（変更）届（様式第 1 号）
- 2 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用計画（様式第 3 号）
- 3 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第 4 号）
- 4 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 支給申請書（様式第 9 号）
- 5 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第 10 号）
- 6 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 支給対象者雇用状況等申立書（様式第 12 号）
- 7 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成） 支給申請書（様式第 15 号）
- 8 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成） 支給対象者一覧（様式第 16 号）
- 9 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成） 支給対象者雇用状況等申立書（様式第 17 号）

# 1 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）

様式第1号(03.4.1)改訂

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画 ~~変更~~ 届

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）の中途採用計画（変更）を届け出ます。

2021年 4月 25日

大阪 労働局長 殿

事業主所在地 〒531-0000 大阪市北区〇〇1-1-1  
 名称 株式会社 〇〇サービス  
 代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇

代理人所在地 〒  
 氏 称 名  
 氏 名

(提出代行者・  
 事務代理人) 所在地 〒  
 氏 称 名  
 氏 名

1 事業申請	(1) 雇用保険通付事業番号 2700-000000-0	(2) 主たる事業 〇〇〇〇(〇〇/〇〇) 〇〇〇〇(〇〇/〇〇) 〇〇〇〇(〇〇/〇〇)	(4) 資本の額又は 出資の総額 1,000万 円
2 中途採用計画	(1) (計画の変更手続きの場合) 計画受理番号	(2) 中途採用計画期間 2021年 6月 1日 ~ 2022年 5月 31日	(3) 中途採用実施区分 <input type="radio"/> ①中途採用率の拡大 <input type="radio"/> ②45歳以上の方の初採用 <input type="radio"/> ③情報公表・中途採用者数の拡大
3 2(2)の計画期間の初日より前の 本助成金又は労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給の有無	①計画期間前中途採用率		②計画期間目標中途採用率
	A中途採用者数 0 人	A中途採用者予定数 2 人	B採用予定総数 3 人
	B採用者総数 2 人	C中途採用率 [(A/B) × 100] 0 %	D中途採用率 [(A/B) × 100] 66.6 %
	(2)の計画期間の初日の前日以前に、中途採用者を雇い入れたことの有無		
4 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	(2)の中途採用計画期間の初日の前日以前に、雇入れ時の年齢が45歳以上の者を雇い入れたことの有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	(2)の計画期間の初日の前日以前に、中途採用に係る情報について公表している自社ホームページ等の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
5 申請に関する担当者	①計画期間前中途採用者数		②計画期間目標中途採用者数
	人		人
6 申請に関する担当者	所属 管理課	電話番号 06-0000-0000	①中途採用率の拡大 <input type="checkbox"/>
	氏名 〇 〇 〇	FAX番号 06-0000-0001	②45歳以上の方の初採用 <input type="checkbox"/>

※ 処理欄 (労働局記入)	受理年月日	年 月 日	受理番号	企業規模	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
	受理印				

計画届として提出する場合は、「変更」を二重線で抹消してください。また変更届として提出する場合は「変更」を○で囲んでください。

中途採用計画期間初日の前日までに提出してください。

中途採用計画期間について記載してください。  
 「中途採用率の拡大」…1年  
 「45歳以上の方の初採用」…1年以下で事業主が定める期間  
 「情報公表・中途採用者数の拡大」…1年以下で事業主が定める期間

実施する区分に ○ をつけてください。

「中途採用率の拡大」の区分を申請する場合のみ記載してください。  
 ①は中途採用計画期間前3年間の中途採用者数等について、②は中途採用計画期間中に予定している中途採用予定者数等について記載してください。

「45歳以上の方の初採用」の区分を申請する場合のみ記載してください。

申請事業所において、今回の中途採用計画期間の初日より前に中途採用拡大コース（労働移動支援助成金の中途採用拡大コースを含みます）を受給したことがあるかどうかを記載してください。

国や地方自治体の補助金等を申請しているかどうかについて記載してください。申請している場合は、補助金等の名称についても記載してください。

中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含みます）を行ったことがあるかどうか記載してください。

## 2 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第3号）

様式第3号 (R3.4.1改正)

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用計画

1	中途採用実施区分	<input checked="" type="checkbox"/> ①中途採用率の拡大
		<input type="checkbox"/> ②45歳以上の方の初採用
		<input type="checkbox"/> ③情報公表・中途採用者数の拡大
2	中途採用計画期間	2021 年 6 月 1 日 ～ 2022 年 5 月 31 日
3	中途採用計画（内容）	
①	採用予定職種	営業職
②	①の職種の雇用管理制度（※）の整備状況	<p>(次のいずれかにチェック)</p> <p><input type="checkbox"/> ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されていない。</p> <p>(「整備されていない」を選択した場合、中途採用計画期間中に整備予定の雇用管理制度、規程、整備予定時期について具体的に記載) 能力評価制度を2021年12が日途に設けることを予定している。</p>
③	①の職種の採用対象	<p><input checked="" type="checkbox"/> ①の職種で採用された新規学卒者等が在籍している。 (上記に当てはまる場合、次のいずれかにチェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中途採用者と同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者等が在籍している（整備予定の雇用管理制度を当該新規学卒者等に適用する場合を含む。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 中途採用者と同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者等が在籍していない。</p> <p><input type="checkbox"/> ①の職種で採用された新規学卒者等が在籍していない。</p>
④	採用予定者数	3 人 (うち中途採用予定数) 1 人
⑤	採用予定時期	2022年4月頃
⑥	採用目的	事業の拡大を予定しており、営業のノウハウを持った即戦力の人材が必要であるため。
⑦	配置予定部署・役職	営業課 係長または一般職員
⑧	採用時の評価方法	営業職の経験年数及び過去の実績を踏まえて評価
⑨	採用後のモデルキャリア	係長：採用5年後をめどに課長補佐（グループ長） 一般社員：営業活動の成績を基準に5年後を目途に係長

実施する区分に ✓ をつけてください。

中途採用予定職種について、中途採用者に適用する雇用管理制度が整備されているかどうかを記載してください。  
(雇用管理制度とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等をいいます)  
整備されていない場合は、整備予定の雇用管理制度、規程および整備予定時期について記載してください。

採用予定職種で採用された新規学卒者等がいるかどうか記載してください。  
当てはまる新規学卒者等がある場合であって、すでに整備した雇用管理制度がある場合は、その雇用管理制度が新規学卒者等にも適用されるかどうかを記載してください。  
雇用管理制度をこれから整備する予定の場合は、整備予定の雇用管理制度が新規学卒者等に適用されるかどうかを読み替えて選んでください。

中途採用計画期間内の採用予定時期（新規、中途）を記載してください。

中途採用者の採用目的について記載してください。  
(例)・○○事業の拡大を図るため、△△の経験を有する者が必要なため。  
・生産性の向上を図るため、□□に精通した者が必要なため。

中途採用者の採用時の評価方法について、どのような点を採用時に評価するのか等具体的に記載してください。  
(例) ○○の資格を有していること、△△の業務経験が□年以上あること

中途採用者の採用後のモデルキャリアについて記載してください。  
(例) ○年後：店舗責任者、△年後：エリアマネージャー、□年後：…

### 3 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）

様式第4号 (R2.4改正)  
 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）

※受付日 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2. 雇用保険適用事業所名称  
 2700-0000000-0 株式会社○○サービス

3. 中途採用計画期間  
 2020年6月1日～2021年5月31日

4. 3の中途採用計画期間の開始日前3年間の中途採用状況

(1) 対象期間  
 2017年6月1日～2020年5月31日

(2) (1)の期間内における採用者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④採用区分	
			新規半半事等 (A)	中途採用者 (B)
1 鈴木 ○○	5000 - 000001 - 1	2018年4月1日	○	
2 田中 ○○	5000 - 000002 - 2	2019年4月1日	○	
3	-	年 月 日		
4	-	年 月 日		
5	-	年 月 日		
6	-	年 月 日		
7	-	年 月 日		
8	-	年 月 日		
9	-	年 月 日		
10	-	年 月 日		
11	-	年 月 日		
12	-	年 月 日		
13	-	年 月 日		
14	-	年 月 日		
15	-	年 月 日		
16	-	年 月 日		
17	-	年 月 日		
18	-	年 月 日		
19	-	年 月 日		
20	-	年 月 日		

①採用者総数 (A欄+B欄の合計) 2 人  
 ②うち、中途採用者数 (B欄の合計) 0 人  
 ③中途採用率 ((②/①)×100) 0 %

続紙あり

この様式は、「中途採用率の拡大」の区分を実施する場合のみ提出が必要です。

中途採用計画期間を記載してください。

中途採用計画期間の開始日の前日から過去3年間の期間を記載してください。

4(1)の期間で採用した方について記載してください。  
 記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。

当該様式に書き切れない場合は、様式第4号（続紙）に記載してください。

※当該期間の採用者が不明の場合は、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。



## 5 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第 10 号）

様式第10号 (R3.4.1改正)

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）  
中途採用率算定対象一覧（計画期間）

受付日 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2. 雇用保険適用事業所名称  
2700-000000-0 株式会社 ○○サービス

3. 中途採用計画期間  
2021年 6月 1日 ~ 2022年 5月 31日

4. 3の中途採用計画期間中に採用した者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④雇職日 (支給申請日までに 雇職している場合)	⑤採用区分		
				***** (A)	(B)	3月支給申請 書に添付 しない者 (C)
1 大島 ○○	5000 - 111111 - 0	2022年 4月 1日	年月日		○	
2 矢野部 ○○	5000 - 222222 - 0	2022年 4月 1日	年月日		○	
3 五十嵐 ○○	5000 - 333333 - 0	2022年 6月 1日	年月日		○	
4	-	年月日	年月日			
5	-	年月日	年月日			
6	-	年月日	年月日			
7	-	年月日	年月日			
8	-	年月日	年月日			
9	-	年月日	年月日			
10	-	年月日	年月日			
11	-	年月日	年月日			
12	-	年月日	年月日			
13	-	年月日	年月日			
14	-	年月日	年月日			
15	-	年月日	年月日			
16	-	年月日	年月日			
17	-	年月日	年月日			
18	-	年月日	年月日			
19	-	年月日	年月日			
20	-	年月日	年月日			

⑥欄は次により計算してください。

○ ⑥欄の採用者総数が50人未満の場合  

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{支給対象者数 (⑦+⑧欄)}}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$$

○ ⑥欄の採用者総数が50人以上の場合  
(支給対象者のうち、10人を超える分は、支給対象者1人を2人として計算します。)  

$$\text{中途採用率} = \frac{10 + \{ (\text{支給対象者数 (⑦+⑧欄)} - 10) \times 2 \}}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$$

続紙あり

この様式は、「中途採用率の拡大」の区分で申請する場合のみ提出が必要です。

中途採用計画期間を記載してください。

中途採用計画期間で採用した方について記載してください。  
記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。

当該様式に書き切れない場合は、様式第 10 号（続紙）に記載してください。

以下の式で計算した中途採用率について記載してください。

(1) 採用者の総数が 50 人未満の場合

$$\text{中途採用率 (\%)} = \frac{\text{支給対象者数}}{\text{採用者総数}} \times 100$$

(2) 採用者の総数が 50 人以上の場合

$$\text{中途採用率 (\%)} = \frac{10 \text{人} + (\text{支給対象者数} - 10 \text{人}) \times 2}{\text{採用者総数}} \times 100$$

※詳しくは 2 ページを参照してください。

## 6 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）支給対象者雇用状況等申立書（様式第 12 号）

様式第 12 号(3. 4. 1 改正)

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 支給対象者雇用状況等申立書

(1) 支給対象者について

1 支給対象者氏名	大島 ○○	2 雇用保険被保険者番号	5000-111111-0
3 雇入れ日	2020 年 4 月 1 日	4 雇入れ時の年齢	35 歳
5 所属部署・役職	営業課	6 職種 (裏面の A～L から選択)	D
7 支給対象者を中途採用により雇い入れた。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8 雇入れ日において、支給対象者を期間の定めのない労働者として雇い入れた。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9 賃金締切日	毎月末日	10 賃金支払日	翌月 20 日
11 雇入れ日以降の賃金のうち、まだ支払っていないものがある。		<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
12 時間外手当・深夜手当・休日手当等を法定どおり支払っている。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2) 支給対象者の雇用状況について

1	(1) 3 の雇入れ日の前日から起算してその日以前 1 年間に、当該支給対象者が雇用関係、出向、派遣又は請負により (1) 3 の雇入れに係る事業主の事業所において就労したことがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
2	(1) 3 の雇入れ日の前日から起算してその日以前 1 年間に当該支給対象者を雇用していた事業主と、(1) 3 の雇入れに係る事業所の事業主が資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ

(3) 本人記載欄

「(1) 支給対象者についての内容について、いずれも相違ありません。

氏名 大島 ○○

以上の記載事項に誤りのないことを証明する。

2023 年 1 月 8 日

(〒 531 - 0000 )

所在地 大阪市北区○○1-1-1

電 話 06-0000-0000

事業所名 株式会社 ○○サービス

代表者名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

支給対象者に関する内容について記載してください。

支給対象者に該当する職種について、裏面に記載されている A～L から選択して記載してください。

支給対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前 1 年間に、当該支給対象者が雇用関係、出向、派遣又は請負により申請事業主の事業所において就労したことがあるかどうかを記載してください。

支給対象者の前職の事業主と申請事業主の関係において、当該者の雇入れ日の前日から起算して 1 年間に資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にあるかどうかを記載してください。

「(1) 支給対象者について」の記載内容について相違がないか、支給対象者ご本人に確認を受け、氏名を記載してもらってください。



## 8 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）支給対象者一覧（様式第 16 号）

様式第16号(R3.4.1改正)

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）  
支給対象者一覧

※受付日 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2. 雇用保険適用事業所名称  
2 7 0 0 - 0 0 0 0 0 0 - 0 株式会社 ○○サービス

3. 中途採用計画期間  
2 0 2 1 年 6 月 1 日 ～ 2 0 2 2 年 5 月 3 1 日

4. 3 の中途採用計画期間中に、中途採用により雇い入れた支給対象者

①支給対象者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④雇入日 (本文前申請の日までに雇入している場合)
1 大島 ○○	5000 - 111111 - 0	2022 年 4 月 1 日	年 月 日
2 矢田部 ○○	5000 - 222222 - 0	2022 年 4 月 1 日	年 月 日
3 五十嵐 ○○	5000 - 333333 - 0	2022 年 4 月 1 日	年 月 日
4	-	年 月 日	年 月 日
5	-	年 月 日	年 月 日
6	-	年 月 日	年 月 日
7	-	年 月 日	年 月 日
8	-	年 月 日	年 月 日
9	-	年 月 日	年 月 日
10	-	年 月 日	年 月 日
11	-	年 月 日	年 月 日
12	-	年 月 日	年 月 日
13	-	年 月 日	年 月 日
14	-	年 月 日	年 月 日
15	-	年 月 日	年 月 日
16	-	年 月 日	年 月 日
17	-	年 月 日	年 月 日
18	-	年 月 日	年 月 日
19	-	年 月 日	年 月 日
20	-	年 月 日	年 月 日

中途採用拡大助成の支給申請時に支給対象となった方について記載してください（中途採用拡大助成申請時に様式第 12 号を作成した方が対象です）。

続紙あり

## 9 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）支給対象者雇用状況等申立書（様式第 17 号）

様式第 17 号(R3.4.1)

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成） 支給対象者雇用状況等申立書

### (1) 支給対象者について

1 支給対象者氏名	大島 ○○	2 雇用保険被保険者番号	5000-111111-0
3 雇入れ日	2020年4月1日	4 雇入れ時の年齢	35歳
5 所属部署・役職	営業課	6 職種（裏面のA～Lから選択の）	D
7 賃金締切日	毎月末日	8 賃金支払日	翌月20日
9 中途採用拡大助成の支給申請日の翌日以降の賃金のうち、まだ支払っていないものがある。		はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
10 時間外手当・深夜手当・休日手当等を法定どおり支払っている。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

### (2) 本人記載欄

「(1) 支給対象者について」の内容について、いづれも相違ありません。

氏名 大島 ○○

以上の記載事項に誤りのないことを証明する。

2023年1月8日

(〒 531 - 0000 )  
所在地 大阪市北区○○1-1-1  
電 話 06-0000-0000  
事業所名 株式会社 ○○サービス  
代表者名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

記載にあたっては、以下の記入上の注意を必ずご覧ください。

#### 【提出上の注意】

- この様式は、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）の支給申請にかかる申請様式です。申請事業主が最後に証明を行った上で、支給申請書（様式第 15 号）に添えて提出してください。
- この様式は、中途採用計画に基づき、中途採用計画期間中に雇い入れた支給対象者（支給対象者一覧（様式第 16 号）に記載した支給対象者をいいます。）のうち、本支給申請の日までに離職していない者ごとに作成してください。

#### 【記入上の注意】

- 支給対象者について
  - 1～10 欄については、申請書提出日における支給対象者の状況について記入してください。
  - 6 欄については、以下から該当する職種を選び、その記号を記入してください。
    - A. 管理的職業、B. 専門的・技術的職業、C. 事務、D. 営業・販売、E. サービス、F. 保安、G. 農林漁業、H. 生産工程、
    - I. 輸送・機械運転、J. 建設・採掘、K. 運搬・清掃・包装等、L. その他
- 本人記載欄
  - (1) の各欄の記載について、当該支給対象者に確認を受け、氏名を記載してもらってください。

支給対象者に関する内容について記載してください。

支給対象者に該当する職種について、裏面に記載されている A～L から選択して記載してください。

「(1) 支給対象者について」の記載内容について相違がないか、支給対象者ご本人に確認を受け、氏名を記載してもらってください。

## 注意事項

- この助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、雇入れ状況の確認等について、原本などを確認することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- 支給対象となる方に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。  
※この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要（年3%の利息を加算）となるとともに、違約金（不正受給により受け取った額の20%に相当する額）を請求します。
- この助成金は国の助成金制度によるものですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。また、関係書類は、5年間保管してください。

**この助成金に関する手続きなどの詳細、ご不明な点は、管轄の都道府県労働局にお尋ねください。**